

第6次千葉市障害者計画等の骨子について

| 第5次障害者計画等の主な骨子 | |
|---|--|
| 第1部 総論 | |
| 基本理念 | 障害のある人もない人も更なる相互理解を深めるとともに、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、必要な支援が多様な地域の担い手により提供される共生社会を構築する。 |
| 計画の視点 | 中長期指針を踏まえた将来を見据えた施策展開と利用者本位の支援（中長期指針の第2段階としての視点） ライフステージの全段階での相談とサービスの提供 誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進 新しい生活様式の実践 |
| 第2部 各論 | |
| 重点施策 (親亡き後の支援、重度の障害のある方たちへの支援、発達障害者に対する支援) | |
| 計画の体系 | 1 相談支援の充実 |
| 基本目標別の施策展開 | 2 地域生活支援の拡充 |
| *各基本目標の方針には、中長期指針の考え方も盛り込む | 3 保健・医療の充実 |
| | 4 障害児支援の充実 |
| | 5 理解促進・社会参加の推進・次世代への継承 |
| | 6 生活環境の整備 |
| 第3部 第6期障害福祉計画 | |
| 第4部 第2期障害児福祉計画 | |
| 第5部 計画の推進に向けて | |
| 1 関係機関等との連携 | |
| 2 進行管理と評価 | |
| 3 計画の弾力的運用 | |

中長期指針の策定等

- 障害福祉施策に係る課題を総合的に捉え、かつ、長期的な視点をもったビジョンとして、平成28年度に本市の障害福祉施策の10年後を見据えた中長期的な指針を策定した。(対象期間：平成29～令和8年度)
- 中長期指針において、より多くの生きづらさを抱える方たちへの支援を位置付ける一方、限られた財源や人的資源を有効に活用するため、既存事業の見直しに係る方針を明確にした。
- 中長期的な課題として「障害の早期発見から相談機関への連携」「就労支援の充実」「障害者への社会の理解促進と社会参加しやすい環境の構築」などの8つを掲げ、それぞれ対応方針を示した。さらに、「親亡き後の支援」「重度の障害のある方たちへの支援」「発達障害者に対する支援」に関する提言を踏まえ、より支援が必要な障害者への支援策を検討

実態調査の結果

- 障害者の理解促進
「障害のある人への市民の理解度」
→「まったく」又は「あまり」理解されていない 18歳以上 49.4%(前回 46.2%)
18歳未満 71.0%(前回 66.9%)
- 就労支援
・「仕事をしている」と回答しなかった人のうち、41.5%が「収入を得る仕事をしたい」と回答
・「障害者の就労支援としてどのようなことが必要か」
→「職場の障害者理解」41.5% 「職場の上司や同僚に障害の理解があること」40.7%
- 療育・保育・教育について
・ご家族の方が困っていること
→「本人の成長に不安がある」が最も多く回答 18歳未満 59.4%(前回 50.9%)

国の動き

- 障害者差別解消法の一部改正法施行(R6.4)
→民間事業者に対し合理的配慮の提供を義務付け、行政機関相互間の連携強化
- 障害者の法定雇用率の段階的引き上げ(R6.4、R8.7)、障害者総合支援法の一部改正(就労選択支援の導入など)
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法の施行(R4.5)など情報保障や意思疎通に係る法整備の進展

第6次障害者計画策定の考え方

- 「基本理念」は、中長期指針の理念を基本として、国の動き、実態調査の結果、市の動きなどの諸要素を踏まえた、あるべき将来像として示す。
- 中長期指針における第3段階の実施計画として、就労支援、発達障害者の相談体制の強化など、さらに重点的に取り組むべき課題にも迅速に対応しつつ、目標の達成に向け引き続き取り組む。(重点施策の継続・追加)
- 第5次計画の達成状況を踏まえながら、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野における障害者施策の一層の充実を目指す。
- 障害者の活動を制限するあらゆる社会的な障壁が取り除かれ、多様な担い手から必要な支援を受けながら、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる社会を目指す。
- オリンピック・パラリンピック開催都市として培った経験を次世代へ継承し、障害者の更なる理解促進や社会参加を目指す。
- 「障害福祉計画」「障害児計画」は、国の基本指針に即して策定する。

| 第6次障害者計画等の主な骨子 | |
|---|---|
| 第1部 総論 | |
| 基本理念 | 必要な支援が多様な地域の担い手により提供されるとともに、あらゆる社会的な障壁が取り除かれ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるように支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築する。 |
| 計画の視点 | 中長期指針の 基本目標の達成に向けた 施策の推進と利用者本位の支援 ライフステージの全段階での相談とサービスの 一層の充実と重点化 誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進 新しい生活様式の実践 |
| 第2部 各論 | |
| 重点施策 (親亡き後の支援、重度の障害のある方たちへの支援、発達障害者に対する支援、働く方や働きたい方たちへの支援) | |
| 計画の体系 | 1 地域生活支援の拡充 |
| 基本目標別の施策展開 | 2 相談支援の充実 |
| *各基本目標の方針には、中長期指針の考え方も盛り込む | 3 保健・医療の充実 |
| | 4 障害児支援の充実 |
| | 5 理解促進・社会参加の推進・次世代への継承 |
| | 6 生活環境の整備 |
| 第3部 第7期障害福祉計画 | |
| 第4部 第3期障害児福祉計画 | |
| 第5部 計画の推進に向けて | |
| 1 関係機関等との連携 | |
| 2 進行管理と評価 | |
| 3 計画の弾力的運用 | |